

地方独立行政法人長崎市立病院機構における長崎市情報公開条例
施行規程

平成24年4月1日

規程第10号

地方独立行政法人長崎市立病院機構が管理する文書に係る長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎市情報公開条例施行規則（平成14年長崎市規則第4号）その他市長が定める規程の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。